2010.3.9

PL Report ＜2009 No.11＞

国内の PL 関連情報

中国製玩具からカドミウムを検出

（2010 年 1 月 13 日 朝日新聞他）

1 月 11 日、米国の消費者製品安全委員会（CPSC）は中国製の子供用アクセサリーにカドミウムが含まれている疑いがあるとして、調査を始めた。これを受け、米小売大手販売店は対象製品を店頭から撤去した。

対象製品の中にはカドミウムが容易に溶け出す物もあることがわかり、アクセサリーを口にするとカドミウムが体内に入る可能性がある。アクセサリーが日本に輸出されているかどうかは消費者庁などが調べているがわかっていない。

カドミウムは有毒な重金属であり、発がん性物質として知られ、腎臓に障害を起こし骨や関節が弱くなるとして、社会問題となったイタイイタイ病の原因物質である。

ここがポイント

アクセサリーは、口にするものではありませんが、子供は興味本位で口に入れることがあります。本製品も子供用のアクセサリーであり、子供の身近に置かれることが十分に予測されます。特に乳幼児期の子供については、床に落とし手の届くところにあるボタンやタバコなどを口に入れる誤飲事故が多数発生しています。

昨年行われた USB メモリーのキャップのリコールや 1 月のティッシュケースの蓋のリコールは、子供の誤飲の可能性を含む事故の発生が契機となっています。

事業者は、本来は子供向けではない製品を含め、使用環境に子供が介在し、口に入れることが予測可能であれば、その製品が持つ誤飲リスクの対策を行うことが重要です。子供による誤飲を予測できたにもかかわらず対策が取られてない場合は、事業者の企業責任が問われることになります。特に、人体に有害となる成分を含む製品や窒息する可能性が高い製品は、そのリスクの大きさから販売を中止するべきです。

輸入品も含め、取り扱い製品が市場においてどのような環境で使われるかを十分検討し、リスクアセスメントを行ない、対応策を実施した上で市場に流通させることが必要です。

落雷防止装置で出火

（2010 年 1 月 15 日 NHK ニュース他）

落雷による高電圧から家電などを守る落雷防止装置に欠陥が見つかり、販売事業者は 150 万個を回収することにした。

欠陥が見つかった落雷防止装置は中国製で、電化製品とコンセントの間に挟んで使用し、落雷による異常な電圧から電化製品を保護する方式である。これまで、火や煙が出る事故が 12 件報告されており、製品劣化により温度上昇を防ぐ機能が正常に働かなくなったことが原因である。

輸入販売した日本法人は対象製品 2 種を無償で交換するために問題の製品を回収することを決めた。

ここがポイント

落雷は予測が難しく、家庭内の弱電家電製品を高電圧による被害から保護するには落雷防止装置を常時装着することになります。落雷防止装置は落雷時に機能し、それ以外の場合では機能していません。平時には機能していない製品の機能確認は使用者が容易に行えるようになっていなければなりません。

製品製造者や販売者は、製品の使用における特質をよく理解し、製品の機能チェックの方法や時期のアドバイスを製品販売時に確実に購入者や管理者へ伝達できるようにしておかなければなりません。また、1 度機能したことにより、その製品の機能が失われてしまう「使用一回製品」は、使用され機能を失ったことがわかるような設計および使用案内をすることが重要です。

感染予防用消毒液の誤飲事故で管理を呼びかけ

（2010 年 1 月 22 日 毎日新聞）

新型インフルエンザ等の感染予防のため、公共施設やスーパー、映画館などの入り口やトイレに置かれている手指消毒用アルコールを誤って飲んでしまう事故が新潟県内で相次いだ。

注意欠陥多動性障害（ADHD）の男性が、スーパーなどの入り口やトイレに置いてあった消毒液を、容器に記された「アルコール」の文字を見て酒と勘違いし、数回にわたって繰り返し誤飲したため、急性アルコール中毒を発症し、病院で治療を受けた事故もあった。

新潟県は管理を徹底するよう関係機関に注意を呼びかけており、入り口に置いていた消毒液を、店員の目が届きやすいレジ近くに移すスーパーもある。

ここがポイント

入り口やトイレに置いてある消毒液は、新型インフルエンザの感染予防対策として一般的になりました。しかし、その使用対象者の年齢層は子供から老人まで、また日本語が解せない外国人や、精神上の障害を持つ者など、幅広い使用者層をもつ製品です。

このような幅広い使用環境で利用される製品であることより、設計段階から十分に使用環境によるリスクを検討して製品に盛り込むことが重要です。使用対象者に文字の判読が難しい者がいる場合はイラストを活用するなど、適切な対応策をとることが必要です。特に本事案のように、不特定多数の使用者が対象となる場合は、製品の設置および管理者に対し、事故防止の観点からの製品情報の提供は重要です。

事業者としては、自社製品の使用者やその使用環境を十分把握し、設計上意図した使用法以外の使われ方やその状況を綿密に検討した上での対策を実施し、必要な注意喚起を行うこととなります。類似の他社製品の情報や注意喚起法、専門家の意見なども取り入れ、市場における自社製品の安全使用管理を行うことは重要です。

海外の PL 関連情報

米国で 2009 年 10 大評決を発表

米国の原告側弁護士向け法務情報誌である Lawyers USA が 2009 年中の巨額な評決 10 傑を発表した。

評決額が高額である上位 10 事件の平均額を比較すると、昨年の 1 億 1,200 万ドル（約 100 億円）から 1 億 4,500 万ドル（約 130 億円）に増加し、高額評決の増加傾向がみられる。もっとも高額な評決事件の評決額こそ昨年の 1 位より低額となったものの、3 億ドル（約 270 億円）以上が 2 件、7,000 万ドル（約 63 億円）以上が 5 件と全体では高額化が進んだ。この 10 大評決は 1 事故による個人を中心とした原告の負傷事件に限定し、集団訴訟や統合訴訟は対象としていない。

10 大評決事件のうち、PL 事件は 2 件あり、以下のタバコ訴訟と薬剤訴訟である。

＃3　タバコ訴訟（フロリダ州）

喫煙により肺気腫を患った原告に 3 億ドル（約 270 億円）の評決が出た。被告はタバコ会社である。昨年来の同州における集団訴訟の高額評決を受け、独立した訴訟が同州で続いているが、本件は集団訴訟後の 10 件目の訴訟である。

＃5　薬剤訴訟（ニュージャージー州）

ホルモン剤の摂取により肺ガンを患った原告に 7,875 万ドル（約 71 億円）の評決が出た。被告は製薬会社である。同社の同製品は全米で多数の訴訟を惹起し、評決や示談が多数なされている。本件が同製品の訴訟では最高額となる評決である。

ここがポイント

原告への補償金額が異常に高額となっているのは、懲罰的賠償金が含まれているからです。被告企業の重過失や悪意などが対象製品の開発・販売の過程における企業判断の中で認定されれば、提起される多くの訴訟で、個々人の被害状況などからの補償的損害賠償額以外に高額となる懲罰的賠償額が認められ易くなります。上記タバコ訴訟では、3 億ドル（約 270 億円）中 2 億 4,400 万ドル（約 220 億円）は懲罰的賠償でした。

フロリダ州のタバコ訴訟では 2006 年に Engle 事件という集団訴訟で 1,450 億ドルという史上最高額の評決が出されましたが、控訴審および上訴審で差し戻され、同時に集団として纏まることが否認されました。しかし、この Engle 集団訴訟の集団から分散することになった個々の訴訟では、Engle 事件の上訴審判断で認定された欠陥存在を含む事実は自動的に認定されると判断されたことから、原告が勝利する評決が続いています。

2009 年 10 大評決の 3 番目になった事件は、Engle 事件の集団形成の否認により独自に提訴している多くの「子供訴訟」の一つであり、10 番目に評決がでた訴訟です。10 の事件の評決のほとんどは原告勝訴となり、しかも懲罰的賠償金を含む多額の賠償額が認められています。

2005 年にはクラスアクション公正法の制定があり、集団訴訟の集団形成が厳しくなったことにより、タバコ訴訟では個別の訴訟を提起する方向にあります。一つ一つの事件が吟味されることで、原告の警告無視も明らかにされ過失割合が適用される事件もありました。企業の訴訟対応方針では、集団訴訟を避け、一件ごとに十分調査し、分析した上で責任の有無、責任程度の判断をしていくことが望まれます。

EU が RAPEX の報告ガイドラインを改定

EU 委員会は、RAPEX（緊急事故報告収集制度）における加盟国からの製品安全に関する事故報告のガイドラインを改定することを決議し、1 月 26 日にその内容を公表した。

RAPEX の報告ガイドラインはその目的をより明確にし、規定の解釈の差が生じていることを無くすことを目標に改定された。危険性の判断に使用されるリスクアセスメント手法の見直しも行われることから注目されていた。新ガイドラインの主な内容は以下のとおりである。

・危険な製品のトレーサビリティ向上のため、対象製品のより詳細な情報の報告が要求される。

・RAPEX の報告制度と GPSD 第 11 条（回収・リコール規定）が効果的に機能するよう加盟国と EU の RAPEX 担当で協調すること
・報告手続や報告基準の明確化
・新リスクアセスメント手法の紹介と加盟国での採用の推奨

新しく呈示されたリスクアセスメントでは、「製品と危険性の記述」、「消費者の特定」から始まり、損害発生の可能性（頻度）と傷害程度のマトリックス表によるリスク判断をフロー図に従って行うステップが案内されている。

ここがポイント

EU における製品事故報告システムである RAPEX が始動して 6 年が経ちました。現在の事故報告件数は当初の件数の 4 倍となっており、よく活用されていることが伺えます。それだけに RAPEX により公表される情報は、欧州市場に製品を出す製造業者は注目しなければならないものとなっています。

RAPEX の制定は EU の一般製品安全指令（GPSD）第 12 条によりなされたものですが、GPSD の適用状況の報告（ＰＬレポート 2008 年第 12 号を参照）で加盟国による欠陥製品への措置の相違などが問題とされたことを受け、RAPEX の運用でもトレーサビリティの向上のために各加盟国で同じように詳細な情報を入手できるように変更されました。

また、懸案となっていたリスクアセスメント手法についても加盟国および専門家などからのパブリックコメントを求め（PL レポート 2008 年第 5 号を参照）、新しいリスクアセスメント手法を呈示しています。リコール判断は各企業が行い行政機関へ届けることは変更ありませんが、新リスクアセスメント手法は行政機関への説明や協議において判断の共通基盤となります。その手法は、損害発生の可能性を 8 段階に区分し、傷害程度を 4 段階に区分しており、合計 32 の場合をリスクレベル 1（低いリスク）から 4（深刻なリスク）に分けています。

経済産業省の HP 中の「民間の自主的な取り組みに関する参考資料」として掲載されている「製品安全対策にかかる事故リスク対策の効果分析の手法に関する調査」を見ると、欧州だけでなく米国での手法や日本の R-Map 手法の比較が掲載されています。リスクアセスメント手法により考え方の差異があるものの、製品開発にあたっては、どの手法でも低リスクレベルとなるよう配慮することが重要です。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。
PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　コンサルティング第一部（TEL.03-5296-8913）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2010